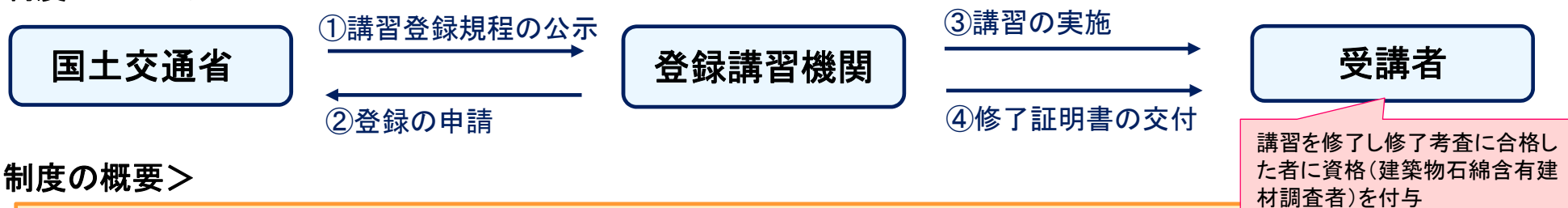


<制度創設の背景>

- 国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(以下「社整審」という。)において、民間建築物の石綿実態調査の本格実施のための環境整備について検討。
- 特に、建築物のアスベスト調査者の育成について、先行的に検討。その結果、新たな資格制度の創設が決定。
- 社整審における検討を踏まえ、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(以下「講習登録規程」という。)を告示で制定。

<制度のフロー>



<制度の概要>

- ① 国土交通大臣は講習登録規程を公告する。
- ② 国土交通大臣は、機関からの申請に基づき、適切な講習を実施できる体制を確保するための要件に適合する機関を講習機関として登録する。
- ③ 登録講習機関は、講義、実地研修、修了考査を含む講習を行う。
- ④ 登録講習機関は、講習を修了し修了考査に合格した者に修了証明書を交付する。

講習機関の登録の要件

- ・ 登録規程に定める適切な講習が行われること。
 - ・ 一定の資格を有する講師が講習に従事すること。
 - ・ 一定の中立性があること。
- 等

受講者の資格

- ・ 建築に関する知識及び経験を有する者
 - 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
 - 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者
- 等

講習の内容

- ・ 講義(11時間)
 - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
 - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査
 - 第3講座 現場調査の実際と留意点
 - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
 - 第5講座 成形板等の調査
- ・ 実地研修
石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。
- ・ 修了考査
筆記試験、口述試験